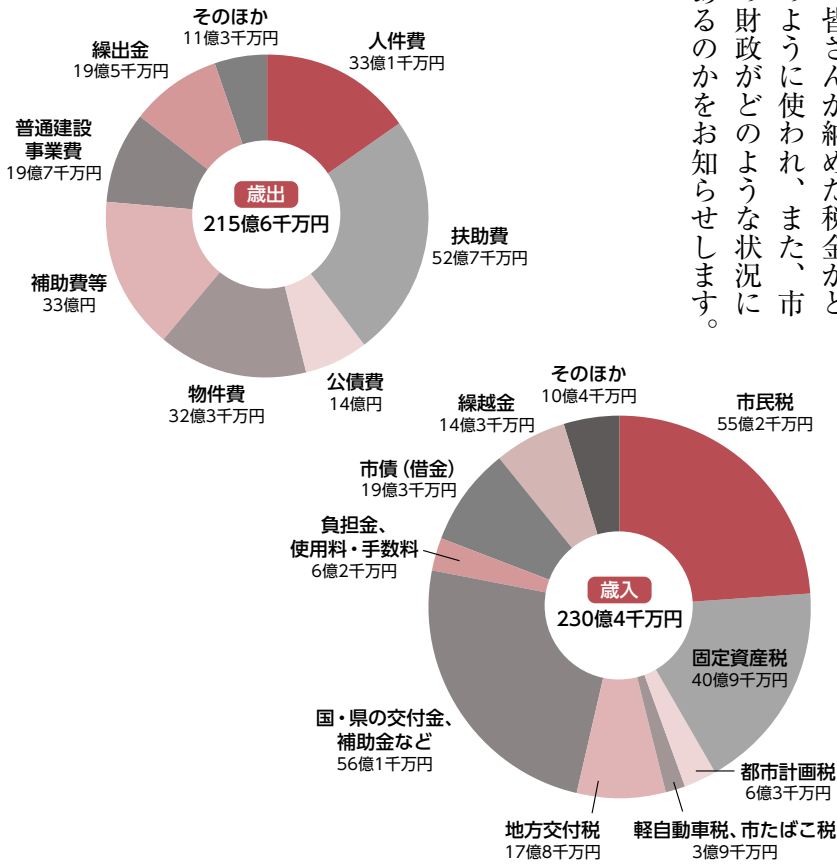


平成26年度の 決算状況を報告します

問合せ／財政課 内線2254

決算は、志木市が一年間の歳入・歳出予算の範囲内で、行政サービスを行った結果を表したものです。地方自治法に基づいて、平成26年度の決算が平成27年第3回志木市議会定例会の議案として提出され、9月25日に認定されました。皆さんが納めた税金がどのように使われ、また、市の財政がどのような状況にあるのかをお知らせします。



各年度末の市債残高の推移

市債(借金)残高は、前年度より1億3千万円減少しました。

主要因としては、小学校校舎・体育館大規模改修事業や消防団無線デジタル化整備事業などの普通建設事業の財源として活用した市債の額が、前年度よりも少なかったことがあげられます。今後も、将来に役立つ財産形成のために、財政負担を考慮しながら、計画的な借入と返済をしていきます。

会計名	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
一般会計	132億円	148億円	154億9千万円
志木駅東口地下駐車場事業	3億4千万円	3億円	2億6千万円
水道事業	34億5千万円	32億6千万円	30億6千万円
下水道事業(法適)	-	-	67億2千万円
下水道事業(法非適)	74億6千万円	68億9千万円	-
館第一排水ポンプ場	4億4千万円	4億2千万円	-
病院事業	3億4千万円	0円	-
市全体	252億2千万円	256億7千万円	255億4千万円
市民一人あたり残高	35万円	35万円	35万円

一般会計の状況

平成26年度の志木市における一般会計の決算額は、歳入が230億4千万円、歳出が215億6千万円になりました。ここから翌年に繰り越すべき財源(2千万円)を差し引いた14億6千万円が実質的な黒字となり、前年度に比べると、2億3千万円の増加となりました。

また、市の貯金である財政調整基金の残高は、26億9千万円となっており、前年度に比べると3億6千万円の増加となりました。

歳入 230億4千万円

平成26年度一般会計歳入の総額は、

歳出 215億6千万円

前年度に比べて、2億3千万円の減少となりました。市税が市民税や固定資産税の増収に伴い前年度に比べて、1億5千万円の増加となりました。しかし、市債が前年度に比べて9億9千万円の減少、地方交付税が7千万円の減少、繰入金が5億9千万円の減少となったため、総額では減収となりました。

平成26年度一般会計歳出の総額は、前年度に比べて、2億8千万円の減少となりました。歳出では、旧市民病院を民間移譲したことなどにより歳出削減が図られ、前年度に比べて7年ぶりに減少に転じました。

平成26年度特別会計決算

会計名	歳入決算額		歳出決算額
		うち 一般会計繰入金	
国民健康保険	86億7千万円	6億6千万円	80億6千万円
志木駅東口地下駐車場事業	6千万円	—	5千万円
介護保険	33億9千万円	5億円	33億3千万円
後期高齢者医療	7億2千万円	1億1千万円	7億円

4つの特別会計

市の会計には、一般会計のほか、一般会計と区別して設けられた特別会計と企業会計があります。

特別会計は、市が特定の事業を行う場合に一般会計と区別して設置し、その特定の歳入をもって特定の歳出に充てるもので、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などがあります。

特別会計と企業会計の状況

2つの企業会計

企業会計は、独立採算制を原則とする企業の色彩の強い事業を行う場合に、法令や条例に基づいて設置するものです。市民病院の民間移譲に伴い、病院事業会計はなくなりましたが、新たに下水道事業会計が加わり、志木市には、下水道事業会計とあわせて2つの企業会計があります。

平成26年度下水道事業損益計算書

① 営業収益	11億2,189万円
② 営業費用	15億3,273万円
営業損益(①-②)	▲4億1,084万円
③ 営業外収益	7億4,534万円
④ 営業外費用	2億3,789万円
経常損益(営業損益+③-④)	9,661万円
⑤ 特別利益	1万円
⑥ 特別損失	2,606万円
当年度純損益(経常損益+⑤-⑥)	7,056万円
前年度繰越利益剰余金	0万円
当年度未処分利益剰余金	7,056万円

平成26年度水道事業損益計算書

① 営業収益	12億390万円
② 営業費用	10億2,429万円
営業損益(①-②)	1億7,961万円
③ 営業外収益	7,687万円
④ 営業外費用	7,856万円
経常損益(営業損益+③-④)	1億7,791万円
⑤ 特別利益	57万円
⑥ 特別損失	1,234万円
当年度純損益(経常損益+⑤-⑥)	1億6,613万円
前年度繰越利益剰余金	0万円
当年度未処分利益剰余金	18億1,869万円

志木市の財政状況は健全

市民の生活に最も身近で基礎的な部分を担う市町村をはじめとする地方公共団体は、大幅な経済成長が見込めない低成長下の現在にあつては、健全な財政を維持する経営の能力が問われています。

国が地方公共団体の財政状況を統一・客観的に明らかにするために定めた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく4つの健全化判断比率の基準(下図参照)によれば、平成26年度の志木市の財政状況は健全であり、すべての指標が早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。

志木市の財政状況は現時点において、イエローカード(早期健全化基準以上)でもレッドカード(財政再生基準以上)でもなく、早急に財政の健全化に向けた取組が求められているものではありません。

しかしながら、これらの指標には、将来行う予定の公共施設の維持や更新に必要な経費や、現時点では借地となっている学校や公園用地を取得することになった場合に発生する費用などは含まれていません。引き続き、健全な財政が維持できるように、努めていくことが必要です。

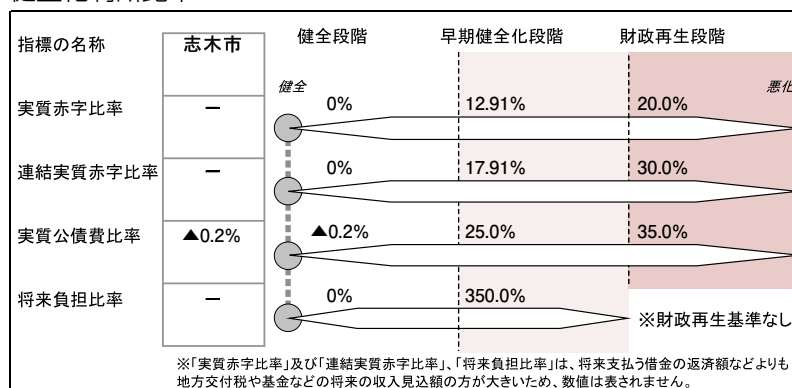
財政健全化法による財政指標
(健全化判断比率の公表)

資金不足比率

会計の名称	志木市	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	

市ホームページでは、図表付きで財政状況を詳しく解説しています。

健全化判断比率



<表示けた数未満を四捨五入しています。>